

任意継続被保険者制度のご案内

1. 加入要件と申請期限
 2. 加入期間
 3. 申請方法
 4. 払込取扱票（納付書）の送付
 5. 各種証類の交付
 6. 資格の喪失（脱退）
 7. 保険料額
 8. 保険料の納付方法・納付区分・納付期限日
 9. 健康保険組合への届出
 10. 保険給付
 11. 保健事業の利用
 12. 資格喪失後の受診
- 別紙 Q & Aあり

令和7年12月版
KDDI健康保険組合
<https://www.kddikenpo.or.jp/>

1. 加入要件と申請期限

① 加入要件（a・bともに該当している方がご加入可能です）

- a) 退職などによって被保険者資格を喪失（脱退）していること
- b) 被保険者であった期間が、資格喪失（脱退）日の前日まで継続して2ヶ月以上あること

② 申請期限

会社を退職した日の翌日（被保険者資格を失った日）から20日以内（健康保険組合必着）

重要

●任意継続被保険者制度の保険料と国民健康保険の保険料を比較し、負担の少ない方の制度を選択してください。

【注意】

お勤めのときの保険料の半分は事業主が負担していますが、任意継続被保険者は全額自己負担となります。（任意継続保険料の算出方法は6～9ページ目参照）

また、国民健康保険の保険料は、前年の所得やご家族で加入される方の人数などにより市区町村ごとに設定されておりますので、各自お住まいの市区町村役場にお問い合わせください。

★任意継続被保険者制度の保険料計算の基礎となる標準報酬月額が不明である場合は、直近の給与明細書などでご確認をいただきか、お勤めだった会社様へご照会ください。

★任意継続被保険者制度2年満了後は、国民健康保険へ加入、もしくはご家族の扶養として他の健康保険への加入となります。任意継続被保険者制度2年満了日が近くになりましたら、満了通知とともに、次の健康保険へご加入する際に必要となる資格喪失証明書をご自宅に送付します。

2. 加入期間

任意継続被保険者の資格を取得した日（会社を退職した日の翌日）から2年間です。

※75歳になると、後期高齢者医療制度に加入となるため、2年以内でも資格が喪失（脱退）となります。

3. 申請方法

次の書類を準備のうえ、健康保険組合にご提出ください。※郵送受付のみ

<提出先>※令和7年5月19日より、千代田区飯田橋から移転しました

〒108-8623

東京都港区高輪2-21-1 THE LINKPILLAR 1 NORTH 18F

KDDI 健康保険組合 任意継続担当あて

<①必須書類>

- 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
- 住民票の原本（市区町村発行・交付日から3ヶ月以内・個人番号（マイナンバー）記載あり）
 - a. 申請する家族（被扶養者）がいらっしゃらない場合は、本人のみの住民票
 - b. 申請する家族（被扶養者）が同居の場合は、世帯全員の住民票（続柄記載のもの）
 - c. 申請する家族（被扶養者）が別居の場合は、本人の住民票および別居先の世帯全員の住民票（続柄記載のもの）

<② 申請する家族がいる場合の必須書類>※必要に応じて

- 申請する家族（被扶養者）の令和6年度の所得（課税・非課税）証明書の原本
※**16歳以上必須**（市区町村発行・交付日から3ヶ月以内・**年金受給者**は年金額のわかる振込通知書のコピーもご提出ください）
※収入がない方でもご提出が必要です。
※源泉徴収票での代用は不可です。
- 申請する家族（被扶養者）が別居の場合は、本人（被保険者）からの送金証明直近3ヶ月分（通帳のコピー等）※手渡し不可

【提出方法について】

送付の際は、特定記録郵便や簡易書留など追跡記録が確認できる郵便でお送りいただくことを**強く推奨**いたします。社内便や普通郵便など追跡記録の確認できない郵便でお送りいただいた場合の到着遅延や不着等のトラブルにつきましては、当組合では一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

4. 払込取扱票（納付書）の送付

健康保険組合では、事業主様からの資格喪失の届出および本人（被保険者）様からの申請書類を受理次第、払込取扱票（納付書）を特定記録郵便で送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口で保険料を納付期限日までに納付してください。

5. 各種証類の交付

健康保険証は、令和7年12月2日をもって廃止となり、利用ができなくなりました。マイナンバーカードを健康保険証として利用できます（要利用登録）。

なお、マイナンバーカードをマイナ保険証として利用するには事前登録が必要です

◆マイナンバーカードで受診するための準備◆

①マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーカードを取得する

マイナンバーカードの作成についての詳細は、以下のマイナンバーカード総合サイトをご確認ください。（<https://www.kojinbango-card.go.jp/>）

②マイナンバーカードをお持ちの方は、健康保険証利用の申し込みを行う

★医療機関や薬局の受付にある顔認証付きカードリーダーで行う

★ご自身のスマートフォンなどを使用したマイナポータルアプリで行う

★セブン銀行のATMで行う

登録方法についての詳細は、以下のページをご確認ください。

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

マイナポータル：https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

③マイナポータルでご自身の登録情報の確認を行う

マイナンバーカードで医療機関等を受診する際は、**マイナンバーカードの健康保険証利用のお申込みだけでなく、オンライン資格確認等システムにデータ登録がされている必要があります。**初回保険料の納付を確認後に、当組合よりお送りする加入お手続き完了の文書がお手元に到着しましたら、マイナポータルにログインし、「ホーム」→「証明書」→「健康保険証」で登録情報をご確認ください。

◆令和6年12月2日以降交付する各種証類について◆

令和6年12月2日以降は、下記いずれか交付いたします。

●**マイナ保険証をお持ちの方につきましては、当組合にて資格情報のデータ登録が完了し、マイナンバーによる情報連携されたこと（＝マイナ保険証の利用が可能となったこと）をお知らせする「資格情報のお知らせ」を交付します。**

●**マイナンバーカードをお持ちでない、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていないなどの理由で、マイナ保険証によるオンライン資格確認（医療機関等の受診）を受けることができない方につきましては、「資格確認書」を交付します。**

★各種証類の概要★

マイナ保険証	健康保険証の利用登録が完了したマイナンバーカードのことです。医療機関へ提示すれば、保険診療を受けることができます。
資格確認書	健康保険証やマイナ保険証をお持ちでない方などに交付するものです。 従来の健康保険証と同じ効力を持ちます。 医療機関へ提示すれば、保険診療を受けることができます。
資格情報のお知らせ	当組合に資格情報が正しく登録されたことをお知らせする文書です。 このお知らせのみでは医療機関を受診することはできません。 医療機関でオンライン資格確認が導入されていない、またはシステムの都合でオンライン資格確認ができなかった場合、マイナンバーカードと一緒に提示すれば保険診療を受けることができます。

◆初回保険料の入金から各種証類の交付まで◆

当組合にて、加入開始月の保険料（初回保険料）の入金が確認でき次第、各種証類をご自宅宛に送付します。

また、各種証類が送付されるまでの間に、医療機関を受診する場合には、新しい資格の切り替え中である旨をお伝えいただき、医療機関の指示に従っていただくようお願ひいたします。負担した医療費の精算（払い戻し）につきましては、各種証類を受け取った後に、医療機関もしくは当組合へ行っていただくことになります。

6. 資格の喪失（脱退）

次のいずれかに該当した場合は、任意継続被保険者の資格が喪失（脱退）となります。

なお、以下の理由以外での脱退はできません。

②・④・⑦に該当の場合は、「健康保険任意継続資格喪失申出書」などが必要です。書類は当組合ホームページより印刷が可能です。

また、⑥に該当する場合は、別途届出が必要となりますので、KDDI 健保へご連絡ください。

- ① 「任意継続被保険者」となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ④ 就職して他の健康保険の被保険者となったとき
- ⑤ 後期高齢者医療制度の適用を受ける満75歳になったとき
- ⑥ 65歳以上75歳未満で寝たきり等、市区町村の障害認定を受け後期高齢者制度の適用となったとき
- ⑦ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、当組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき

7. 保険料額

※令和7年度の保険料率は、

健康保険料率が10.0%、介護保険料率が1.96%です。

保険料額は、退職時に適用されていた標準報酬月額（※）に保険料率を乗じて求められます。

（※）標準報酬月額とは、毎月のお給料の支給額を一定の範囲にあてはめたもの

【簡易版】保険料の計算方法

直近の給与明細書に記載されている

「健康保険料」と「介護保険料」の合計額の約2倍

※会社在職中は保険料を事業主と本人（被保険者）、それぞれ折半で負担をしていましたが、「任意継続被保険者」になりますと、事業主の負担がなくなるため、本人（被保険者）が保険料の全額を負担することになります。

★退職月に支給される給与は、2ヶ月分の保険料が控除されている場合がありますので、退職月以外で直近の給与明細書をご確認ください。

【詳細版】保険料の確認方法

① 直近の給与明細書にて、控除されている「健康保険料」・「介護保険料」を確認します。

★退職月に支給される給与は、2ヶ月分の保険料が控除されている場合がありますので、退職月以外で直近の給与明細書をご確認ください。

●●株式会社 20XX年●月分		給与支給明細書						社員番号： 氏名：	
勤怠	▲こちらは給与明細書のサンプルです。								
支給	基本給	職務手当	通勤手当	時間外手当	家族手当	資格手当	総支給額		
	200,000		10,850	7,900			218,750		
控除	健康保険	厚生年金	雇用保険	介護保険	所得税	住民税	控除合計額		
	20,000		10,850	7,900			38,750		
							差引支給額		
							180,000		



⇒介護保険料の納付対象者のご説明は、次ページをご確認ください。

② 『KDDI 健康保険組合保険料月額表（令和7年度 在職者用）』（8・9ページ）より、
保険料月額表枠内にある、**A** 保険料計算用にて、①で確認した金額を探します。

③ ②と同じ行を右へ進むと **B** 合計が月々の健康保険料です。

KDDI 健康保険組合保険料月額表（令和7年度 在職者用）											
令和7年3月分保険料から適用			一般保険料率			被保険者負担率：50.0/1000			被保険者負担率：9.8/1000		
			事業所負担率：50.0/1000			介護保険料率			事業所負担率：9.8/1000		
			合 計：100.0/1000			合 計：19.6/1000			合 計：19.6/1000		
標準報酬											
等級	月額	日額	A【保険料計算用】 給与明細書に 記載されている 健康保険料控除額	保険料月額							
				一般保険料			介護保険料			一般保険料+介護保険料	
			被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
26	380,000	12,670	18,620	19,000	38,000	3,724	3,724	7,448	22,724	22,724	45,448
27	410,000	13,670	20,090	20,500	41,000	4,018	4,018	8,036	24,518	24,518	49,036
28	440,000	14,670	21,560	22,000	44,000	4,312	4,312	8,624	26,312	26,312	52,624
29	470,000	15,670	23,030	23,500	47,000	4,606	4,606	9,212	28,106	28,106	56,212
30	500,000	16,670	24,500	25,000	50,000	4,900	4,900	9,800	29,900	29,900	59,800

※上記の表は「保険料月額表（令和7年度 在職者用）」を一部抜粋したものですので、
8～9ページ目をご確認ください。

給与明細書にて介護保険料が控除されている方は、②と同じ行をさらに右へ進むと、
一般保険料+介護保険料の項目がありますので、**C** 合計をご確認ください。

＜介護保険料について＞

40歳から64歳までの本人（被保険者）または家族（被扶養者）がいる場合は、介護保険料を当組合へ納付していただく必要があります。

また、介護保険料の納付の要否は、40歳から64歳までの加入者の有無のみで判定されますので、40歳から64歳までの加入者が2人以上いる状態で、その人数が1人増減しても金額に変更はありません。

◆介護保険料の納付が必要となるケース（一例）※納付する金額はすべて同じです

- ・本人（被保険者）が65歳、家族（被扶養者）が60歳の場合
- ・本人（被保険者）が60歳、家族（被扶養者）が65歳の場合
- ・本人（被保険者）が60歳、家族（被扶養者）が60歳の場合

給与支払日が、令和7年3月までの給与明細書【退職月以外（★）】をお手持ちの場合、
下記でご確認ください。

★退職月に支給される給与は、2ヶ月分の保険料の控除がされている場合がありますので、退職月以外で直近の給与明細書をご確認ください。

KDDI 健康保険組合保険料月額表（令和7年度 在職者用）

			被保険者負担率：50.0/1000			被保険者負担率：9.8/1000					
令和7年3月分保険料から適用			事業所負担率：50.0/1000			介護保険料率			事業所負担率：9.8/1000		
			合 計：100.0/1000						合 計：19.6/1000		
標準報酬			保険料月額								
等級	月額	日額	【保険料計算用】 給与明細書に 記載されている 健康保険料控除額			一般保険料			介護保険料		
			被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	58,000	1,930	2,842	2,900	5,800	568	569	1,137	3,468	3,469	6,937
2	68,000	2,270	3,332	3,400	6,800	666	667	1,333	4,066	4,067	8,133
3	78,000	2,600	3,822	3,900	7,800	764	765	1,529	4,664	4,665	9,329
4	88,000	2,930	4,312	4,400	8,800	862	863	1,725	5,262	5,263	10,525
5	98,000	3,270	4,802	4,900	9,800	960	961	1,921	5,860	5,861	11,721
6	104,000	3,470	5,096	5,200	10,400	1,019	1,019	2,038	6,219	6,219	12,438
7	110,000	3,670	5,390	5,500	11,000	1,078	1,078	2,156	6,578	6,578	13,156
8	118,000	3,930	5,782	5,900	11,800	1,156	1,157	2,313	7,056	7,057	14,113
9	126,000	4,200	6,174	6,300	12,600	1,235	1,235	2,470	7,535	7,535	15,070
10	134,000	4,470	6,566	6,700	13,400	1,313	1,313	2,626	8,013	8,013	16,026
11	142,000	4,730	6,958	7,100	14,200	1,391	1,392	2,783	8,491	8,492	16,983
12	150,000	5,000	7,350	7,500	15,000	1,470	1,470	2,940	8,970	8,970	17,940
13	160,000	5,330	7,840	8,000	16,000	1,568	1,568	3,136	9,568	9,568	19,136
14	170,000	5,670	8,330	8,500	17,000	1,666	1,666	3,332	10,166	10,166	20,332
15	180,000	6,000	8,820	9,000	18,000	1,764	1,764	3,528	10,764	10,764	21,528
16	190,000	6,330	9,310	9,500	19,000	1,862	1,862	3,724	11,362	11,362	22,724
17	200,000	6,670	9,800	10,000	20,000	1,960	1,960	3,920	11,960	11,960	23,920
18	220,000	7,330	10,780	11,000	22,000	2,156	2,156	4,312	13,156	13,156	26,312
19	240,000	8,000	11,760	12,000	24,000	2,352	2,352	4,704	14,352	14,352	28,704
20	260,000	8,670	12,740	13,000	26,000	2,548	2,548	5,096	15,548	15,548	31,096
21	280,000	9,330	13,720	14,000	28,000	2,744	2,744	5,488	16,744	16,744	33,488
22	300,000	10,000	14,700	15,000	30,000	2,940	2,940	5,880	17,940	17,940	35,880
23	320,000	10,670	15,680	16,000	32,000	3,136	3,136	6,272	19,136	19,136	38,272
24	340,000	11,330	16,660	17,000	34,000	3,332	3,332	6,664	20,332	20,332	40,664
25	360,000	12,000	17,640	18,000	36,000	3,528	3,528	7,056	21,528	21,528	43,056
26	380,000	12,670	18,620	19,000	38,000	3,724	3,724	7,448	22,724	22,724	45,448
27	410,000	13,670	20,090	20,500	41,000	4,018	4,018	8,036	24,518	24,518	49,036
28	440,000	14,670	21,560	22,000	44,000	4,312	4,312	8,624	26,312	26,312	52,624
29	470,000	15,670	23,030	23,500	47,000	4,606	4,606	9,212	28,106	28,106	56,212
30	500,000	16,670	24,500	25,000	50,000	4,900	4,900	9,800	29,900	29,900	59,800
31	530,000	17,670	25,970	26,500	53,000	5,194	5,194	10,388	31,694	31,694	63,388
32	560,000	18,670	27,440	28,000	56,000	5,488	5,488	10,976	33,488	33,488	66,976
33	590,000	19,670	28,910	29,500	59,000	5,782	5,782	11,564	35,282	35,282	70,564
34	620,000	20,670	30,380	31,000	62,000	6,076	6,076	12,152	37,076	37,076	74,152
35	650,000	21,670	31,850	32,500	65,000	6,370	6,370	12,740	38,870	38,870	77,740
36	680,000	22,670	33,320	34,000	68,000	6,664	6,664	13,328	40,664	40,664	81,328
37	710,000	23,670	34,790	35,500	71,000	6,958	6,958	13,916	42,458	42,458	84,916
38	750,000	25,000	36,750	37,500	75,000	7,350	7,350	14,700	44,850	44,850	89,700
39	790,000	26,330	38,710	39,500	79,000	7,742	7,742	15,484	47,242	47,242	94,484
40	830,000	27,670	40,670	41,500	83,000	8,134	8,134	16,268	49,634	49,634	99,268
41	880,000	29,330	43,120	44,000	88,000	8,624	8,624	17,248	52,624	52,624	105,248
42	930,000	31,000	45,570	46,500	93,000	9,114	9,114	18,228	55,614	55,614	111,228
43	980,000	32,670	48,020	49,000	98,000	9,604	9,604	19,208	58,604	58,604	117,208
44	1,030,000	34,330	50,470	51,500	103,000	10,094	10,094	20,188	61,594	61,594	123,188
45	1,090,000	36,330	53,410	54,500	109,000	10,682	10,682	21,364	65,182	65,182	130,364
46	1,150,000	38,330	56,350	57,500	115,000	11,270	11,270	22,540	68,770	68,770	137,540
47	1,210,000	40,330	59,290	60,500	121,000	11,858	11,858	23,716	72,358	72,358	144,716
48	1,270,000	42,330	62,230	63,500	127,000	12,446	12,446	24,892	75,946	75,946	151,892
49	1,330,000	44,330	65,170	66,500	133,000	13,034	13,034	26,068	79,534	79,534	159,068
50	1,390,000	46,330	68,110	69,500	139,000	13,622	13,622	27,244	83,122	83,122	166,244

給与支払日が、令和7年4月以降の給与明細書【退職月以外（★）】をお手持ちの場合、下記でご確認ください。

★退職月に支給される給与は、2ヶ月分の保険料の控除がされている場合がありますので、退職月以外で直近の給与明細書をご確認ください。

K D D I 健康保険組合保険料月額表（令和7年度 在職者用）

			被保険者負担率：50.0/1000			被保険者負担率：9.8/1000		
令和7年3月分保険料から適用			事業所負担率：50.0/1000			介護保険料率 事業所負担率：9.8/1000		
			合 計：100.0/1000			合 計：19.6/1000		
標準報酬			保険料月額					
等級	月額	日額	【保険料計算用】 給与明細書に 記載されている 健康保険料控除額			一般保険料		
			被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	58,000	1,930	2,900	2,900	5,800	568	569	1,137
2	68,000	2,270	3,400	3,400	6,800	666	667	1,333
3	78,000	2,600	3,900	3,900	7,800	764	765	1,529
4	88,000	2,930	4,400	4,400	8,800	862	863	1,725
5	98,000	3,270	4,900	4,900	9,800	960	961	1,921
6	104,000	3,470	5,200	5,200	10,400	1,019	1,019	2,038
7	110,000	3,670	5,500	5,500	11,000	1,078	1,078	2,156
8	118,000	3,930	5,900	5,900	11,800	1,156	1,157	2,313
9	126,000	4,200	6,300	6,300	12,600	1,235	1,235	2,470
10	134,000	4,470	6,700	6,700	13,400	1,313	1,313	2,626
11	142,000	4,730	7,100	7,100	14,200	1,391	1,392	2,783
12	150,000	5,000	7,500	7,500	15,000	1,470	1,470	2,940
13	160,000	5,330	8,000	8,000	16,000	1,568	1,568	3,136
14	170,000	5,670	8,500	8,500	17,000	1,666	1,666	3,332
15	180,000	6,000	9,000	9,000	18,000	1,764	1,764	3,528
16	190,000	6,330	9,500	9,500	19,000	1,862	1,862	3,724
17	200,000	6,670	10,000	10,000	20,000	1,960	1,960	3,920
18	220,000	7,330	11,000	11,000	22,000	2,156	2,156	4,312
19	240,000	8,000	12,000	12,000	24,000	2,352	2,352	4,704
20	260,000	8,670	13,000	13,000	26,000	2,548	2,548	5,096
21	280,000	9,330	14,000	14,000	28,000	2,744	2,744	5,488
22	300,000	10,000	15,000	15,000	30,000	2,940	2,940	5,880
23	320,000	10,670	16,000	16,000	32,000	3,136	3,136	6,272
24	340,000	11,330	17,000	17,000	34,000	3,332	3,332	6,664
25	360,000	12,000	18,000	18,000	36,000	3,528	3,528	7,056
26	380,000	12,670	19,000	19,000	38,000	3,724	3,724	7,448
27	410,000	13,670	20,500	20,500	41,000	4,018	4,018	8,036
28	440,000	14,670	22,000	22,000	44,000	4,312	4,312	8,624
29	470,000	15,670	23,500	23,500	47,000	4,606	4,606	9,212
30	500,000	16,670	25,000	25,000	50,000	4,900	4,900	9,800
31	530,000	17,670	26,500	26,500	53,000	5,194	5,194	10,388
32	560,000	18,670	28,000	28,000	56,000	5,488	5,488	10,976
33	590,000	19,670	29,500	29,500	59,000	5,782	5,782	11,564
34	620,000	20,670	31,000	31,000	62,000	6,076	6,076	12,152
35	650,000	21,670	32,500	32,500	65,000	6,370	6,370	12,740
36	680,000	22,670	34,000	34,000	68,000	6,664	6,664	13,328
37	710,000	23,670	35,500	35,500	71,000	6,958	6,958	13,916
38	750,000	25,000	37,500	37,500	75,000	7,350	7,350	14,700
39	790,000	26,330	39,500	39,500	79,000	7,742	7,742	15,484
40	830,000	27,670	41,500	41,500	83,000	8,134	8,134	16,268
41	880,000	29,330	44,000	44,000	88,000	8,624	8,624	17,248
42	930,000	31,000	46,500	46,500	93,000	9,114	9,114	18,228
43	980,000	32,670	49,000	49,000	98,000	9,604	9,604	19,208
44	1,030,000	34,330	51,500	51,500	103,000	10,094	10,094	20,188
45	1,090,000	36,330	54,500	54,500	109,000	10,682	10,682	21,364
46	1,150,000	38,330	57,500	57,500	115,000	11,270	11,270	22,540
47	1,210,000	40,330	60,500	60,500	121,000	11,858	11,858	23,716
48	1,270,000	42,330	63,500	63,500	127,000	12,446	12,446	24,892
49	1,330,000	44,330	66,500	66,500	133,000	13,034	13,034	26,068
50	1,390,000	46,330	69,500	69,500	139,000	13,622	13,622	27,244

8. 保険料の納付方法・納付区分・納付期限日

(1) 納付方法

【ゆうちょ銀行からの引落しを希望する方】

保険料納付取扱金融機関は、**ゆうちょ銀行（郵便局）のみ**となりますので、「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」のゆうちょ銀行口座記入欄（本人（被保険者）名義の口座に限る）のご記入をお願いします。

加入申請後に所定の「自動払込利用申込書」を送付しますので、最寄りのゆうちょ銀行（郵便局）窓口でお手続きください。

【ゆうちょ銀行からの引落しを希望しない方】

当組合よりお送りする払込取扱票（保険料納付書）は、初めにお送りするもののみとなります。それ以外の月の払込取扱票（保険料納付書）はお送りいたしませんので、ご自身で振り込みを行っていただく必要があります。

(2) 納付区分

【毎月払い】

原則、最初の2ヶ月間は払込取扱票（納付書）にて納付、3ヶ月目以降はゆうちょ銀行口座からの自動引落となります。

【1年払い】

原則、「加入月」と「加入月の翌月から加入年度末（3月分）まで」をそれぞれ払込取扱票（納付書）にて納付、翌年度（4月分）以降は自動引落となります。

【半年払い】

原則、「加入月」と「加入月の翌月から加入年度の9月分（もしくは加入年度末（3月分））まで」をそれぞれ払込取扱票（納付書）にて納付、加入年度の10月分（もしくは加入した翌年度（4月分））以降は自動引落となります。

(3) 納付期限日

納付区分		納付期限日（引落日） ※10日が土・日・祝日の場合は翌営業日
毎月払い	毎月	毎月10日
1年払い	4月～翌年3月分	3月10日
半年払い	4月～9月分	3月10日
	10月～翌年3月分	9月10日

※残高不足により、保険料の引落ができない場合は、納付期限日の翌日に資格喪失（脱退）となりますので、ご注意ください。（6. 資格の喪失（脱退）③の場合に該当）

9. 健康保険組合への届出

次の場合には、健康保険組合に届出が必要です。詳細は当組合ホームページをご確認ください。

- ① 就職により被保険者となったとき
 - ② 氏名、住所を変更したとき
 - ③ 家族（被扶養者）に異動が生じたとき
 - ④ 市区町村等の医療費助成を受けるようになったとき
 - ⑤ 第三者の行為により生じた疾病、負傷（交通事故等による）を治療するとき
- ※所定の書類を提出していただくことになりますので、必ずご連絡ください。

10. 保険給付

従来どおりの給付が受けられます。（継続給付でない傷病・出産手当金を除く）

任意継続被保険者の資格取得後、給付の対象となった場合は、「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」にご記入いただきましたゆうちょ銀行口座へ給付金をお支払いいたします。**なお、ゆうちょ銀行口座からの保険料引落しをされない場合、別途給付金振込口座（被保険者名義）の届出が必要です。**

11. 保健事業の利用

当健康保険組合の各種保健事業は、従来どおりご利用いただけます。

12. 資格喪失後の受診

当組合の資格喪失後に保険診療や健康診断を受けた場合、当組合負担額を返還していただくことになります。

ご不明な点はKDDI健康保険組合（Tel 03-5212-3311）へご連絡ください

Q&A

目次

① 加入に関する質問

② 保険料に関する質問

③ 添付書類に関する質問

④ 各種証類に関する質問

⑤ 加入後、脱退のお手続きに関する質問

① ▲加入に関する質問▲

Q1 任意継続被保険者制度（以下、任意継続）と国民健康保険制度（以下、国保）の違いを教えてください。

保険料の算出方法が異なるほか、給付に関する部分での大きな違いといたしましては、任意継続も国保も入院時に高額な費用がかかった場合に、高額療養費として払い戻しが受けられる制度（＝高額療養費制度）が設けられておりますが、**当組合では独自の制度として、高額療養費に加えて付加給付金制度がございます。** 健康保険法で定められた法定給付よりもさらに負担が軽減される制度となっております。

② ▲保険料に関する質問▲

Q2 任意継続加入中に、保険料が変わることはありますか。

任意継続保険料は、「保険料率×退職時の標準報酬月額」で計算した金額となります。保険料率は、年度ごとに見直しが行われますので、保険料率の変更により保険料が変わる場合があります。

標準報酬月額（※）は、在籍中の月給に基づいて算出した金額であり、退職時に適用されていたものを計算に用いるため、基本的に2年間変わりません。

（※）標準報酬月額とは・・・毎月のお給料の支給額を一定の範囲にあてはめたものしたがいまして、前年の収入が無い場合でも、加入2年目から保険料が安くなるということはありません。

【★ご参考までに】国民健康保険は、前年の収入に応じて保険料が決定します。

そのため、任意継続へ1年加入後、再度保険料の比較を行い、国民健康保険の方が安い場合は、国民健康保険へお切り替えされる方もいらっしゃいます。

Q3 保険料の支払い方法は、口座引落のみですか。

また、口座引落はゆうちょ銀行以外の金融機関を指定することは可能ですか。

口座引落以外に、**ご自身で当組合指定口座へ直接お振込みも可能です。**

口座引落は**ゆうちょ銀行のみ**となっております。

Q4 加入途中で、納付方法（振込↔口座引落）を変更することは可能ですか。

できます。 変更を希望される場合は、当組合までご連絡ください。

Q5 年度の途中で、納付区分（毎月払い・半年払い・1年払い）を変更することはできますか。

毎月払い・1年払いの方は年度途中での変更はできません。変更をご希望の場合は、毎年2月中旬ごろにお送りする次年度の保険料案内に同封しております納付区分変更届にて、お手続きをお願いします。

半年払いの方につきましては、年度途中である10月以降の保険料を、毎月払いへ変更することができます。変更をご希望の場合は、毎年8月中旬ごろにお送りする下期の保険料案内に同封しております納付区分変更届にてお手続きをお願いします。

なお、半年払いから1年払いへの変更につきましては、毎年2月中旬ごろにお送りする次年度の保険料案内に同封しております納付区分変更届にて、お手続きをお願いします。

Q6 初回保険料の払込取扱票（納付書）が届きました。それぞれ納付期限が記載されていますが、一度にまとめて振込みしてもよいですか。

金額に誤りがないようお振込みしていただければ、合算しても問題ございません。

Q7 任意継続加入後、再就職先での健康保険加入が決まった場合、保険料は還付されますか。

再就職先の健康保険加入月（＝任意継続の資格喪失（脱退）月）以降に保険料のお支払いがある場合につきましては、還付いたします。

就職に伴い、任意継続を脱退する場合は、「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」などのご提出をお願いしております。当組合へご提出の確認が取れ次第、保険料の還付が発生した場合は、別途、還付請求書を発送いたしますので、ご記入の上、当組合へご返送ください。

Q8 任意継続へ加入しましたが、加入した月中に再就職先の健康保険への加入が決まっています。この場合についても保険料は還付されますか。

法令上、保険料は日割り計算となりません。そのため、取得（＝加入）月と喪失（＝脱退）月が同月の場合、保険料は還付することができません。

③ ▲添付書類に関する質問▲

Q9 加入を申請する家族がいます。添付する「所得証明書」について、市区町村（役所）で、「所得証明書」「課税（非課税）証明書」という名称の書類はないと言われましたが、何を提出すればよいですか。

「住民税証明書」「都民税・区民税証明書」「市民税・県民税証明書」等、自治体により名称が異なります。申請時点で取得できる最新年度の証明書で、課税所得金額（給与・公的年金は収入金額と所得金額）が記載されたものを取得し、ご提出ください。

Q10 申請する家族が無職無収入であるが、所得（課税・非課税）証明書の提出は必要ですか。

収入の有無に関わらず、添付が必要となります。

Q11 所得（課税・非課税）証明書ではなく、源泉徴収票のコピーでもよいですか。他の書類で代用できないでしょうか。

源泉徴収票は認められません。給与以外の収入（営業所得・不動産所得・配当所得等）の有無が確認できないためです。

④ ▲各種証類（資格確認書と資格情報のお知らせ）に関する質問▲

Q12 任意継続へ加入した場合、現在使用している資格確認書は、そのまま使用できますか。

使用できません。任意継続へ加入した際には、資格確認書もしくは資格情報のお知らせを交付いたします。

Q13 資格確認書とはどのようなものですか。

マイナ保険証をお持ちでない方などに交付しており、従来の健康保険証と同じ効力を持ちます。医療機関へ提示すれば、保険診療を受けることができます。（4～5ページ参照）

Q14 資格情報のお知らせとはどのようなものですか。

健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカードをお持ちの方に交付しており、当組合に資格情報が正しく登録されたことをお知らせする文書です。

このお知らせのみでは医療機関を受診することはできません。医療機関でオンライン資格確認が導入されていない、またはシステムの都合でオンライン資格確認ができなかった場合、マイナンバーカードと一緒に提示すれば保険診療を受けることができます。（4～5ページ参照）

Q15 資格確認書もしくは資格情報のお知らせのいずれか交付していただけることですが、自分でどちらを交付してもらうかの希望はできますか。

できません。マイナンバーカードを所持しているかや、健康保険証利用登録が完了しているなどを、マイナンバー（個人番号）による情報連携により当組合で確認を行い、いずれかを交付いたします。

Q 1 6 手元に資格確認書がない、もしくは新しい資格の切り替え中で、マイナ保険証が使用できない期間が発生しますが、代わりとなるものを交付していただけませんか。

交付しておりません。医療機関を受診する場合は、新しい資格への切り替え中である旨をお伝えいただき、医療機関の指示に従っていただくようお願いいたします。負担した医療費の精算（払い戻し）につきましては、資格確認書もしくは（マイナ保険証お持ちの方は）資格情報のお知らせを受け取った後に、医療機関もしくは当組合へ行っていただくことになります。

Q 1 7 先日、初回保険料を振込みました。マイナ保険証はいつから使用ができますか。また、資格確認書や資格情報のお知らせはどのくらいで届きますか。

初回保険料をお振込みいただきますと、振込日の翌営業日に当組合で入金の確認が取れますので、**その日（振込日の翌営業日）からマイナ保険証の使用が可能**です。
また、マイナ保険証を使用していない方へ交付する**資格確認書**につきましては、遅くとも**振込日の翌々営業日にご自宅へ発送**しております。
マイナ保険証を使用している方へ交付する**資格情報のお知らせ**につきましても、遅くとも**振込日の翌々営業日にご自宅へ発送**しております。

Q 1 8 在籍中に使用していた資格確認書はどこへ返却するのですか。

事業所のご担当者様へご返却となります。当組合ではございませんのでご注意ください。
(資格確認書の交付を受けていない方は返却の必要はございません)

⑤ ▲加入後、脱退のお手続きに関する質問▲

Q 1 9 加入途中で、国民健康保険へ切り替えはできますか。

できます。ご希望の方は、「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」（当組合ホームページより印刷可）をご提出ください。
ご提出後、当組合より資格喪失通知書・健康保険資格喪失証明書を発送いたしますので、その書類で国民健康保険の加入手続きをお住まいの市区町村で行ってください。当組合の資格喪失日以降に、資格確認書（交付を受けている方のみ）をご返却いただくことになります。
※任意継続加入時にマイナ保険証をご使用されており、資格確認書の交付を受けていない方はご返却いただくものはございませんが、別途、限度額認定証、特定疾病受領証の交付を受けている場合はご返却が必要です。
※資格確認書、マイナ保険証は、「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」をご提出された月の月末まで有効。翌月 1 日資格喪失となります。

Q20 加入途中で、再就職先での健康保険加入が決まった場合、どのような手続きが必要でしょうか。

- ① 健康保険 任意継続被保険者資格喪失申出書※当組合ホームページより印刷可能
 - ② 就職先で交付された資格情報のお知らせまたは資格確認書の写し（本人分のみ）
※新たに健康保険に加入了した日付がわかる書類などでも代用できます
 - ③ 当組合が交付している資格確認書原本（家族分含む）
(資格確認書の交付を受けていない方は添付の必要はございません)
- ①～③全て揃った時点で当組合へご提出ください。